

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 2021年4月1日～2026年3月31日

2.目標と取組内容・実施時期

目標1（職業生活に対する機会の提供に関する目標）

管理職に占める女性割合を2026年3月末までに20%以上とする。

＜実施時期・取組内容＞

- 2021年5月～管理職を対象に、人事評価基準に対する認識を揃えるため、公正な人事評価に関する研修を実施する。
- 2021年10月～昇格基準に必要な資格取得を奨励する。
- 2021年11月～主任・係長クラスの女性職員を対象として、キャリア開発の促進を支援するために求められる立場と役割等の理解を目的とする育成研修を行う。

目標2（職業生活と家庭生活との両立に関する目標）

全職員一人当たりの月平均残業時間を10時間以内とする。

＜実施時期・取組内容＞

- 2021年4月～毎週水曜日をノー残業デーとし、定時退社の呼びかけを行う。
- 2021年4月～部署ごとの残業時間を毎月集計し、一定以上の残業を行った人を検知して部長会議にて内容確認をし、部署内で削減の取組を検討する。
- 2021年4月～残業の事前申請の徹底をはかる。
- 2021年7月～部署ごとに退社しやすい環境づくりを行う。
- 2022年4月～業務効率化の一環として、会議資料のペーパーレス化を検討する。

※情報公表 対象期間：令和6事業年度（令和6年7月1日～令和7年6月30日）

公表日：令和7年9月25日

1.管理職に占める女性労働者の割合 12.8%（令和7年6月30日時点）

2.男女の賃金の差異

区 分	男女の賃金の差異（男性の賃金に対する女性の賃金の割合）
全労働者	66.5%
正職員	86.8%
非正規職員	81.4%

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。

正職員：出向者については、外部への出向を含む。

非正規職員：有期雇用職員（臨時・パート等）を含み、期間雇用、派遣社員は除く。

3.雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間

区 分	平均残業時間
正・臨時職員	7時間8分
臨時雇用者	11時間41分